

## 「週休 2 日促進工事」実施要領

### 1. 目的

本実施要領は、東京都住宅供給公社(以下、「公社」という。)の発注する工事において、受注者が 4 週 8 休以上の現場閉所(現場休息)に取り組む「週休 2 日促進工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、週休 2 日を促進することを目的とする。

### 2. 用語の定義

#### (1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

現場着手日から工事完了日までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間(12 月 29 日～1 月 3 日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

#### (3) 週休日

現場閉所または現場休息を行う日をいう。

#### (4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が 1 日を通して無い状態をいう。

#### (6) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

### 3. 発注方式

次のいずれかによる発注方式を基本とする。

#### (1) 発注者指定方式

発注者が週休2日促進に取り組むことを指定する方式

#### (2) 受注者希望方式

受注者が現場着手前に、発注者に対して週休 2 日促進に取り組む旨を協議した上で、取り組む方式

#### 4. 対象工事

本実施要領は公社が発注する全ての工事に適用する。ただし、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が 30 日未満の工事
- (3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

#### 5. 週休日の設定

原則として「東京都の休日に関する条例」第 1 条第 1 項に規定する休日に現場閉所を行うことで週休 2 日に取り組むこととする。ただし、現場着手前に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に現場閉所日を任意に設定し、現場閉所(現場休息)を行うことで週休 2 日に取り組むこともできる。

週休日以外の日に現場閉所(現場休息)が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことができるものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所を行うこととする。

#### 6. 積算方法等

##### (1) 補正方法

工事種別ごとに以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格(市場単価以外の材工単価)(以下「市場単価等」という。)の労務費)等を補正する。

###### ① 建築工事・機械設備工事・電気設備工事

###### ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

###### イ 市場単価等

市場単価等は、表 1 から表 3 の補正係数を乗じ、単価を補正する。なお、機械設備工事および電気設備工事の新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正係数を用いて補正する。

###### ② 土木・造園工事

###### ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.02 を乗じて補正する。

複合単価の機械経費(賃料)は、補正係数 1.02 を乗じて補正する。

###### イ 市場単価等

市場単価等は、表 4-1、4-2、4-3 の補正係数を乗じて補正する。

###### ウ 共通仮設費率

共通仮設費率は、補正係数 1.02 を乗じて補正する。

## エ 現場管理費率

現場管理費率は、補正係数 1.03 を乗じて補正する。

### (2) 積算及び変更方法

#### ① 発注者指定方式の場合

4週8休以上を前提に、(1)により労務費等を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負契約書第23条の規定に基づき契約金額のうち労務費等補正分を減額変更する。

#### ② 受注者希望方式の場合

発注者は、週休2日促進工事の実施について、遅くとも現場着手日までに、受注者に意向を確認する。受注者が希望した場合は、週休2日促進工事の対象とし、週休2日の達成状況に応じて(1)により労務費等補正分を増額変更する。

## 7. 入札条件等

発注方式及び対象工事である旨等の明示は、設計説明書に記載する。

## 8. 現場閉所の確認方法等

### (1) 現場着手前

- ① 監督員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ② 「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。
- ③ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

### (2) 現場着手後

- ① 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ② 監督員は、受注者が週休日に現場作業をする場合は、振替現場閉所(現場休息)の日が記載された「休日等の工事施工届」により、対象期間内の現場閉所(現場休息)の実施状況を確認する。
- ③ 「休日等の工事施工届」に振替現場閉所(現場休息)日の記載が無い場合は、受注者は、監督員による現場閉所(現場休息)の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日及び現場閉所(現場休息)率を記載し、監督員に提出する。

## 9. 留意事項

- (1) 現場閉所の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- (3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないよう、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (5) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (7) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。特に新築・改築・増築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考にする。
- (8) 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等(下請との契約書の写し、下請契約の見積書等)により監督員が確認する。

附則(令和7年10月31日付7技管技第128号)

本実施要領は、令和8年4月1日以降に契約する案件に適用する。

表 1 市場単価等の補正率(建築工事)

工種	補正係数
仮設工事	1.03
土工事	1.03
地業工事	1.03
鉄筋工事	1.04
コンクリート工事	1.04
型枠工事	1.03
鉄骨工事	1.04
既製コンクリート	1.03
防水工事	1.02
防水工事(シーリング)	1.04
石工事	1.02
タイル工事	1.03
木工事	1.02
屋根及びとい	1.02
金属工事	1.02
左官工事(仕上げ塗材仕上)	1.04
左官工事(仕上げ塗材仕上以外)	1.04
建具(ガラス)	1.02
建具(シーリング)	1.04
塗装工事	1.04
内外装工事	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	1.02
ユニットその他	1.01
排水工事	1.03
舗装工事	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03
解体工事	1.03
解体工事(内装材)	1.05
撤去工事	1.05

表 2 市場単価等の補正率(電気設備工事)

工 種	摘 要	新営補正係数	執務並行改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボッ クス用ポンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブ ルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属 管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極 埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 3 市場単価等の補正率(機械設備工事)

工 種	摘 要	新営補正係数	執務並行改修 補正係数
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25

表 4-1 市場単価方式による補正係数(土木・造園工事)

工種	区分	補正係数
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付杵工		1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02
道路植栽工	植樹	1.02
	剪定	1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルーピング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

表 4-2 土木工事標準単価による補正係数(土木・造園工事)

工種	区分	補正係数
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含侵工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームプラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02

表 4-3 下水道標準単価による補正係数(土木・造園工事)

工種	区分	補正係数
硬質塩化ビニル管設置工		1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01
砂基礎工	人力施工	1.02
	機械施工	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02
	機械施工	1.02
組立マンホール設置工	設置	1.02
小型マンホール設置工	設置	1.00
取付管およびます設置工	ます設置	1.00
	取付管・支管	1.01